

桜井市専用水道事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、専用水道に係る指導、事務処理等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この方針の適用を受けないものとする。

第2 確認の申請

法第 32 条の規定により新設、増設又は改造する場合で専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、第 1 号様式による布設工事確認申請書を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により布設工事確認申請書を受理し、かつ、法第 32 条の規定による布設工事の設計の確認を行ったときは、布設工事確認通知書を申請者あて送付する。

第3 専用水道に該当することとなった旨の届出

給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等により新たに専用水道に該当することとなったときは、その設置者は、第 2 号様式による設置届出書を管理者に提出しなければならない。

第4 変更の届出等

法第 33 条第 3 項の規定により、確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、その設置者は、第 3 号様式による記載事項変更届出書を速やかに管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定以外の内容について変更が生じたときは、その設置者は、第 4 号様式による変更報告書を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

第5 廃止の届出

給水対象居住人口の減少、一日最大給水量の減少、施設の変更等により専用水道に該当しなくなったときは、その設置者は、第 5 号様式による廃止届出書を速やかに管理者に提出しなければならない。

第6 給水開始前の届出

法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定により給水を開始しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式による給水開始前届出書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項による届出があったときは、管理者は、書類等について確認したのち、立入検査を行うものとする。

第7 水道技術管理者の設置報告等

設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したとき又は水道技術管理者を変更したときは、第 7 号様式による水道技術管理者設置（変更）報告書に水道技術管理者の資格を有することを証明する書類を添えて、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

第 8 水質検査の報告

設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定による水質検査の結果を、検査終了後又は検査結果成績書受理後、第 8 号様式による水質検査結果報告書を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

第 9 給水の緊急停止の報告

設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに管理者に報告し、第 9 号様式による緊急停止報告書を速やかに管理者に提出しなければならない。

第 10 業務委託開始の届出等

設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項前段の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、第 10 号様式による業務委託開始届出書を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときは、第 11 号様式による業務委託失効届出書を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

3 設置者は、業務委託開始届出書の記載事項（契約期間を除く。）に変更が生じたときは、第 12 号様式による業務委託変更届出書を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

第 11 帳簿の備付け

設置者は、次に掲げる帳簿書類を備えておくものとする。

- (1) 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- (2) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面
- (3) 水道施設の清掃の記録
- (4) 水質検査に関する帳簿書類
- (5) 健康診断に関する帳簿書類
- (6) その他管理についての記録

2 管理者は、立入検査等に関する記録を整備し、これを 5 年間保存するものとする。

第 12 立入検査及び改善の指示

管理者は、法第 39 条第 2 項の規定により、専用水道の適正な管理運営を図るため、定期及び臨時に設置者から専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。なお、立入検査内容については、確認事項、届出事項、施設整備状況、維持管理状況、帳簿書類及びその他必要と認める事項に関し、第 13 号様式の立入検査票に

より記録するものとする。

- 2 前項の規定による臨時の報告の徴収または立入検査は、次の各号に該当するときに行うものとする。
 - (1) 設置届出書又は給水開始前届出書を受理したとき。
 - (2) 法第 20 条及び法第 22 条に定める水質検査を行わない等の維持管理義務の違反又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 設置者又は当該専用水道の利用者から水質異常が発生する等の通報、相談又は苦情を受けたとき。
 - (4) その他特に必要と認めるとき。
- 3 管理者は、報告の徴収又は立入検査を行うときは、必要に応じ、設置者に立会い及びその他の協力を要請するものとする。
- 4 管理者は、法第 36 条第 1 項の規定により、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に対し、第 14 号様式による維持管理指導票を交付し、その改善を指導するものとする。
- 5 管理者は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

第 13 報告

設置者は、次の各号に該当するときは、速やかに管理者に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了したとき。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から運用する。